

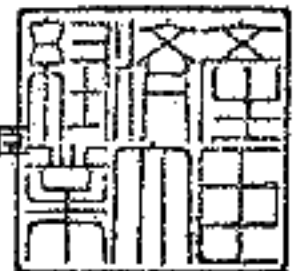
経 済 産 業 省

平成13・07・17原第24号

平成13年12月14日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可に
ついて（諮問）

日本原燃株式会社 代表取締役社長 佐々木 正 から、平成13年7月17日付け再発第30号（平成13年12月4日付け再計発第89号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第44条の4第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第44条の4第5項において準用する法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第44条の4第5項において準用する法第44条の2第3項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第44条の4第5項において準用する法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 法第44条の2第1項第1号（平和利用）

本件事業を行う日本原燃株式会社は、国内の原子力発電所から生ずる使用済燃料の再処理役務を行うことを主要な事業目的としており、原子力基本法にのっとり、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」に従い、厳に平和利用に限り再処理事業を行うとしており、この方針は本申請においても変更されていない。

以上のことから、本件の再処理施設は、平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第44条の2第1項第2号（計画的遂行）

本件事業は、変更後においても「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月原子力委員会決定）に定める方針に沿っており、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第44条の2第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本変更の工事に必要とされる資金は、再処理施設の事業計画の一部として自己資金及び借入金により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、本件事業に適確に遂行するに足りる経理的基礎があるものと認められる。